

長雨や集中豪雨

事前の備えを万全に

これから雨の多い季節を迎えます。長雨や集中豪雨は、河川の氾濫や土砂災害による大きな被害をもたらします。被害を最小限にするためにも、日頃からの備えを心掛けましょう。

家庭での風水害に対する備え

家庭では次のような対策を行いましょう。

- 屋根瓦やブロック塀、外壁などを点検し、雨漏りの恐れがある箇所は修理する
- 雨どいや側溝を清掃し、詰まらないようにする

○雨が強まる前に、浸水が多い場所には土のうを、地盤の弱い斜面にはブルーシートなどを設置する

なお、現在、市では土のう・土のう袋・ブルーシートなどの配布は行っていません。

土砂災害への注意

崖崩れをはじめとする土砂災害

には前兆があります。

次の現象に気付いたら、速やかに崖から遠くに離れ、市に情報を提供してください。

- 斜面に亀裂ができる
- 小石が斜面からこぼれ落ちる
- 斜面から地鳴りが聞こえる
- 普段澄んでいる湧水が濁る
- 斜面から水が吹き出す

防災行政無線・なりたメール配信サービス

サービス

大雨による警報など、防災に関する情報は、防災行政無線やなりたメール配信サービスでお知らせします。防災行政無線は市内14カ所所に設置されています。放送を聞き逃したときは防災行政無線テレホンサービス(☎0120・3883898)や、なりたメール配信サービスホームページ(https://plus.ugumail.com/usr/narita/doc?tag_id=858)、防災情報ツイッター(https://twitter.com/bousai)

なりたメール配信サービスは、防災に関する情報を多言語でパソコンやスマートフォンなどに送信するものです。配信を希望する場合は、下の二次元バーコードを読み取るか、登録用メールアドレス(E-narita@sg.jp)に空メールを送信し、返信メールに従ってください。不明な点については、祝日を除く月々金曜日の午前9時〜午後5時30分に受託会社バイザー(☎0570・783・773)へ問い合わせてください。



早期開設避難所の確認

市では、洪水や土砂災害などの警戒時に、早期の避難を希望する人が一時的に滞在する施設として早期開設避難所を開設します。自分が避難する施設を事前に確認しておきましょう。

開設する施設一覧

- 成田地区：成田小学校
- 公津地区：公津小学校
- 八生地区：八生小学校
- 中郷地区：中郷ふるさと交流館
- 久住地区：久住体育館

- 豊住地区：豊住ふれあい健康館
 - 遠山地区：三里塚小学校
 - ニュータウン地区：中央公民館
 - 下総地区：下総みどり学園
 - 大栄地区：大栄公民館
- ※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

押印の見直し

原則として廃止します

市では、利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、市へ提出する申請書や届出書などの押印の見直しを行いました。国や県の法令などに定めがあるもの、実印・銀行印などが必要なものを除き、押印を原則として廃止します。

この見直しに伴い、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)の提示を求められる場合がありますので、ご協力をお願いします。

押印を廃止する手続き

- 実印・銀行印などの押印が不要なもの
- 各種補助金などの申請に関するもの(署名により省略可)

引き続き押印が必要な手続き

- 契約や入札などに関するもの
 - 申請者以外の第三者の証明が必要なもの
 - そのほか、国や県の法令などにより押印を求められるもの
- ※くわしくは行政管理課(☎20・1501)またはホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page0107_00033.html)へ。

空き地の管理

草刈り機を無料で貸し出し

空き地の雑草を伸びたままにしておくと、ごみの捨て場所にされたり、害虫類の発生原因となったりますなど、周囲に迷惑が掛かります。また、通行の妨げや火災の原因となりかねません。空き地の所有者は早めに草を刈るなど、適正に管理してください。

市では、草刈り機を無料(刈り刃と燃料は自己負担)で貸し出していますので利用してください。※くわしくは環境対策課(☎20・1522)へ。

認可外保育施設

利用料の一部を補助

市では、国の指導監督基準を満たした認可外保育施設(市外を含む。ただし、企業主導型保育事業所を除く)に通う未就学児の保護者に対し、利用料の一部を年4回に分けて補助します。

対象 Ⅱ市に住民記録があり、保育所などの入所基準を満たした未就学児(3歳になる日以降の最初の3月31日までにある子)の保護者

対象となる利用料 認可外保育施設に支払った4〜6月分の利用料

申請書配布場所 Ⅱ保育課(市役所2階)、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135_00003)

html)

申請方法 Ⅱ6月15日(火)〜30日(水)(当日消印有効)に申請書などの必要書類を直接または郵送で保育課(〒286・8585 花崎町760)へ

※くわしくは同課(☎20・1607)へ。

農業者年金の現況届

6月中に忘れずに

農業者年金受給権者現況届は、毎年5月下旬に、農業者年金基金から年金受給者へ郵送されます。必要事項を書いて、6月30日(水)までに提出してください。

受け付けは農業委員会事務局(市役所4階)、下総・大栄支所で行っています。提出がない場合、11月から年金が受け取れなくなり

ますので注意してください。
※くわしくは同事務局(☎20・1573)へ。

優良建設工事の表彰

施工技術の向上に

市では、建設工事の施工技術の向上と建設業者の育成を目的として、市が発注した建設工事を優良な成績で完成した建設業者を表彰しています。令和2年度優良建設工事は次の通りです。

工事名と施工建設業者 Ⅱ道路改良工事(伊能吉岡線)・東邦建設(株)
※くわしくは契約検査課(☎20・1515)または市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/business/page321700.html>)へ。

介護職員初任者研修

受講費用の補助

市では、介護職員初任者研修を修了し、市内の介護サービス事業所に3カ月以上就業している人を対象に、介護職員初任者研修の受講費用を補助します。

申請が必要ですので、事前に高

齢者福祉課(☎20・1537)へ相談してください。

補助額 Ⅱ受講料・教材費の合計額(上限10万円)

※くわしくは同課へ。

防災行政無線戸別受信機

騒防法第一種区域内を対象に

市では、騒防法第一種区域に住んでいる人を対象に防災行政無線戸別受信機を貸し出しています。現在貸し出しているアナログ波

対応戸別受信機は令和4年11月30日で使用できなくなるため、デジタル波対応戸別受信機への無償での更新を予定しています。

それに伴い、久住・下総・大栄地区の対象者の、更新希望申請を受け付けます。中郷・豊住・遠山地区の対象者の申請も期限を延長して受け付けていますので、早めに申請してください。

申請書配布場所 Ⅱ行政回覧5月15日号(対象地区のみ)、危機管理課(市役所4階)、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page0110_00069.html)

申請方法 Ⅱ7月30日(金)(必着)までに申請書を直接または郵送で同

課(〒286・8585 花崎町760)へ

設置作業は指定業者が行います

設置作業は令和4年4月以降に実施予定です。指定業者が各家庭を訪問し、電波の受信状況を確認しながら設置します。電波の受信状況などにより、別途屋外アンテナが必要となる場合があります。

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

医療費通知

6月下旬に送付します

市では、6月下旬に国民健康保険に加入している人へ、医療費通知を世帯主宛てで送付します。これは、令和3年1〜3月に国民健康保険で受診した医療費の総額と、窓口負担額をお知らせするものです。医療費通知は確定申告の医療費控除の添付資料として使用できます。

なお、自由診療などの医療費通知に記載されない医療費や、通知の発送が確定申告の時期に合わない11・12月受診分については、領収書を必ず保管してください。
※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。



市長日誌

5月1日(土)〜15日(土)

1日	NARITAスポーツツーリズムフェス! スポーツ推進委員連絡協議会表彰状交付式総会
5日	ブルースカイパーククラブ記念大会開会式
8日	生涯大学院入学式 市場取引委員会
10日	農業センター理事会 成田空港圏自治体連絡協議会総会
13日	成田八街地区保護司会総会
15日	JA成田市みんなのよい食プロジェクト 稲作り体験教室



スポーツツーリズムフェスで(1日)

成田市議会

議長・副議長決まる

5月18日に開かれた成田市議会臨時会において議長・副議長選挙が行われ、議長には両宮真吾氏が、副議長には荒木博氏が選出されました。



両宮 真吾 議長



荒木 博 副議長

市監査委員決まる

議員選出委員の退職に伴い、5月19日付けで新監査委員に、海保茂喜氏が選任されました。



海保 茂喜 氏

敬老祝い金

対象を変更し

福祉サービスを充実

市では、高齢者が安心して暮らすための福祉サービスを拡充するため、敬老祝い金の対象を88歳と100歳の人に変更しました。

この分の貴重な財源は、認知症高齢者とその家族を支援するための認知症施策や高齢者の生活支援、介護分野の人材確保などに活用します。

なお、今年度の敬老祝い金の対象者には、8月下旬に通知を送付する予定です。

贈与額

- 88歳の人…3万円
- 100歳の人…8万円

※くわしくは高齢者福祉課(☎20・1537)へ。

消費生活モニター

18人に委嘱されました

消費生活モニターは会議や研修会、講演会などの活動を通じて得た知識を生かし、市民の皆さんの消費生活を向上させるお手伝いをしています。

今年度は18人が消費者の代表として活動します。

※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

食育3月間

正しい食生活を

国では、毎年6月を食育月間、毎月19日を食育の日と定め、体験事業などを通して食育の普及啓発を図っています。

皆さんもこの機会に、普段の食生活や食の大切さについて考えてみませんか。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

水道週間

限りある資源を大切に

6月1日(火)～7日(月)は水道週間です。

市では、災害に強い水道づくりのため、水道施設・管路の耐震化の促進に取り組んでいます。

また、水道法に基づいた水質管理を行っていますので、安全で安心な水道水を使用しましょう。

限りある資源を大切にするため漏水の疑いがある場合には、早急に市指定給水装置工事業者へ連絡してください。

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

崖地の整備

工事費の3分の2を補助

市では、擁壁を設けるなどの危険な崖地の整備に対して補助金を交付しています。

補助を受けるには事前に手続きが必要です。工事を計画するときには土木課(市役所5階)に相談してください。

対象は次の2つに当てはまるもの(宅地造成事業や宅地分譲事業としての整備は除く)

- 高さ(垂直)が3メートル以上で傾斜度が30度以上の崖地
- 崩壊して住居に著しい被害を及ぼす恐れのある崖地

補助額Ⅱ工事費の3分の2(上限750万円)。騒音地域は工事費の90パーセント(上限1,125万円)

※くわしくは土木課(☎20・1550)へ。

危険物安全週間

取り扱いには注意を

6月6日(日)～12日(土)は危険物安全週間です。石油類などの危険物は日常生活に深く浸透し、欠かすことができません。

一方で、誤った取り扱いや保管方法によって、大きな災害につながる可能性があります。

危険物の特性に応じた正しい取り扱いや保管方法を理解し、安全に使用しましょう。

※くわしくは予防課(☎20・1591)へ。

消費者ホットライン1888

困ったときの相談窓口

消費者ホットライン1888では、消費者トラブルで困っている人へ消費生活センターなどの相談窓口を案内しています。「悪質商法による被害に遭った」「製品を使ってけがをした」「一人でお悩みに188番へ相談してください。」

※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。